

令和7年度福島県立磐城桜が丘高等学校入学者選抜 後期選抜募集要項

福島県立磐城桜が丘高等学校
〒970-8026
福島県いわき市平字桜町5番地
TEL (0246) 25-9101 (代)

令和7年度における福島県立磐城桜が丘高等学校（以下「本校」という。）の入学者選抜〔後期選抜〕は、この要項及び「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施する。

1 アドミッション・ポリシー

本校では、次のような生徒を求めている。

- (1) 中学校時までの学習に秀でるとともに、本校入学後の様々な分野でリーダーとして活動しようとする意欲と、大学進学への強い意志を有する生徒
- (2) 「調和・勤労・気節」の校訓のもと、学習への真摯な取組と他者との協働を通して、自己の個性と能力を伸長させながら、社会的な課題の解決に貢献しようとする生徒

2 募集定員

募集定員240名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

3 出願資格

「実施要綱」の「出願資格」（「実施要綱」p.1）を満たす者
ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。
なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

4 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」（「実施要綱」p.71）による。
なお、東日本大震災により避難している生徒等の出願に関しては「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」（「実施要綱」p.81）、また、避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の出願に関しては「避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」（「実施要綱」p.83）による。

5 出願方法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

志願者は、同時に他の県立高等学校に出願することはできない。

7 出願期間

- (1) 出願期間は、令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (2) 県外等から郵送により出願する場合は、「入学願書在中」と朱書し、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、

事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

① 入学願書 (所定の様式)

入学検定料として、全日制 2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程である本校に出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

② 令和 7 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書 (以下「調査書」という。)

ただし、平成 31 年 3 月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。

③ 受験票用紙 (所定の様式) (学科名、在学 (出身) 学校名、志願者氏名を記入したもの)

④ 入学検定料納付済証明書用紙 (所定の様式) (在学 (出身) 学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの) なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記 (1) 以外の者

① 入学願書 (上記 (1) ①に同じ)

② 健康診断書 (令和 7 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの)

③ 履修証明書、学習成績証明書 (ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの)

④ 受験票用紙 (上記 (1) ③に同じ)

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙 (上記 (1) ④に同じ)

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿 (所定の様式) を添付する。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由 (病気・事故等) により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書 (所定の様式) を出願に際して本校校長に提出することができる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。

郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒 (定形) を同封する。

(2) 提出期間は、令和 7 年 3 月 17 日 (月) から 3 月 21 日 (金) までとする。

郵送の場合には、3 月 21 日 (金) 必着とする。持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、祝日は受け付けない。

10 県外等からの出願

「実施要綱」の「県外等からの出願」(「実施要綱」p.4 及び p.13~14) による。

11 出願先変更

志願者は、令和 7 年 3 月 19 日 (水) に、1 回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

なお、すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取り消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接及び小論文の結果を資料として、本校の特色や特性等に配慮しながら、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し選抜する。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」については、満点を135点とする。
なお、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは点数化しないが精査する。
- (2) 面接
個人面接を実施し、満点を50点とする。
- (3) 小論文
あるテーマについて400字以内で自分の考えを述べるものとし、満点を50点とする。

14 面接及び小論文の日時及び会場

- (1) 日 時 令和7年3月24日（月） 午前9時～
- (2) 会 場 本 校
- (3) 日 程 受 付 午前 8時20分～午前 8時30分 東昇降口
諸注意 午前 8時30分～午前 8時40分
小論文 午前 9時00分～午前 9時50分
面 接 午前10時10分～正午（予定）
- (4) 持参物 受験票、上ばき、下足を入れる袋、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

15 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日（火）午後3時以降に、本校において発表する。
- (2) 電話による合否についての問合せには、一切応じない。
- (3) 合格者に対して、当日受験票と引替えに、合格通知書及びその他の書類を交付する。交付の時間は午後4時30分までとする。
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

16 そ の 他

- (1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 令和7年3月24日（月）の面接及び小論文の際、インフルエンザ等の感染症罹患者は、あらかじめ在

学（出身）中学校長を通して本校校長に申し出ること。

- (3) 障がい等のある志願者に対する配慮については「実施要綱」の「障がい等のある志願者に対する配慮」（「実施要綱」 p. 18）による。
- (4) 校内には公衆電話が設置されていないので留意すること。
- (5) 学校周辺への車での乗り入れは控えること。
- (6) 本要項に記載されていない事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (7) その他不明な点については、本校に問い合わせること。